

業務指示書

エチオピア国ジンマーチダ間及びソドーサウラ間道路改良事業（設計・維持管理計画支援・森林保全管理）【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年6月14日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年6月20日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求められるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」
(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

- 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
 - ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
 - ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路・橋梁設計、維持管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／道路設計）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地滑り対策】

- 1) 類似業務の経験：地滑り対策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 森林保全計画】

- 1) 類似業務の経験：森林保全に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限： 2017年6月23日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・ 郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・ 持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

現地再委託

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ETB1 = 4.914790 円, US\$1 = 111.313000 円, EUR1 = 121.453000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカースオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／道路設計
地滑り対策
森林保全計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.25 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年7月14日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

エチオピア国ジンマーチダ間及びソドーサウラ間道路改良事業（設計・維持管理計画支援・森林保全管理）【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／道路設計	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 地滑り対策	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 森林保全計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の背景・内容に関する事項

1. 業務の背景

エチオピア政府は「成長と構造改革計画Ⅱ（GTP: Growth and Transformation Plan II。以下、GTP2 という。）」（2015年－2020年）において、2025年までに中所得国になることを目標に、農業の生産性向上と工業化を中心に開発することを戦略としている。GTP2 を実現するために策定された第五次道路セクター開発プログラム（RSDP）では、農業の生産性向上に資する道路整備、幹線道路間の連結道路の整備及び道路網の拡大を最優先課題としている。道路分野では1997年以降、5箇年毎にRSDPを策定し、道路改良を実施してきているが、依然として道路のアスファルトコンクリート（以下、「AC」という。）舗装率は14%（エチオピア道路公社、2015年）と低い。

このような背景のもと、JICAはアフリカ開発銀行（以下、「AfDB」という。）とともに「エチオピア総合運輸プログラムフェーズ1におけるジンマーチダ間及びソド-サウラ間道路改良事業」（以下、「全体事業」という。）の一区間（ジンマーチダ間）において協調融資を実施予定であり、2016年12月に審査を終えている。JICAが円借款を供与する「エチオピア総合運輸プログラムフェーズ1におけるジンマーチダ間及びソド-サウラ間道路改良事業（ジンマーチダ間）」（以下、「本事業」という。）は、オロミア州及び南部諸民州の間のジンマーチダ間（約80km）を対象に碎石舗装道路を拡幅・AC舗装道路へ改良することにより、事業対象地域の輸送ルートの多様化及び輸送能力の増強、域内のアクセス改善、東アフリカ諸国の域内経済活性化に寄与するものである。なお、全体事業のうちのその他区間（ソド-ディンカ間、ディンカ-サウラ間、計160km）はAfDB融資で、施工監理コンサルタントは協調融資にて雇用され、本事業を実施する。

全体事業の実施機関であるエチオピア道路公社（Ethiopian Roads Authority、以下、「ERA」という。）は、道路設計並びに橋梁設計技術のに関して一定の技術力が見られる。他方、道路設計における道路線形や縦断勾配の処理方法、橋梁の設計、地滑り対策・法面保護、施工の精度、安全対策に関しては能力が不十分な部分があり、本業務による日本からの技術支援を必要としている。また、本事業が通過する州立保護林地区では本事業完成後の環境影響を低減するためにオロミア州森林野生生物公社（Oromia Forest and Wildlife Enterprise。以下、「OFWE」という。）が今後の森林管理計画を策定する必要があるため、同公社による効果的な計画の策定を支援し、計画策定及びその実施を確実にするため、本業務により技術支援を行う。

2. 業務の概要

（1）業務の目的

本業務は JICA が円借款を供与する「エチオピア総合運輸プログラムフェーズ 1 におけるジンマーチダ間及びソドーサウラ間道路改良事業（ジンマーチダ間）」に加えて、全体事業対象であるソドーサウラ間の道路改良事業を対象に、道路・橋梁設計、維持管理計画、地滑り対策、施工方法などについて詳細設計を適切にレビューし、本事業の実施機関である ERA に提言として提出すること、および保護林地区においては OFWE と森林管理を実施するための計画が適切に策定されることを目的に技術的な支援を行う。

（２）対象地域

エチオピア国アジスアベバ市、オロミア州および南部諸民族州

（３）対象機関

エチオピア道路公社（ERA）本社、西部地域契約管理部、南部地域契約管理部、及びオロミア州森林野生生物公社 ジンマ事務所

３．業務の範囲

本業務は、「２．（１）業務の目的」を達成するために「４．実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「５．業務の内容」に示す事項の業務を実施し、かつ「６．成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

４．実施方針及び留意事項

（１）実施方針

本業務では、道路及び橋梁設計基準、並びに関連基準や規則に基づいて対象となる道路が設計されているか、維持管理計画、地滑り対策、事業計画、安全対策が適切に策定されているかレビューを実施し、不十分な基準などについては国際標準に基づいて、建設工事のなかで標準的な質を確保できるような改善策や提言を行う。そのための体制の検討・構築を行う。

（２）ERA の課題意識への対応

ERA は高速道路を含む全国道路網の建設、改良及び維持管理の計画策定を担っている。道路管理者としてのエチオピア、特に対象区間の実情から設計基準や現在の維持管理に対する課題認識や知見を有している。これまでの ERA との協議で道路設計については縦横断勾配、舗装構造、交通安全対策等、道路設計基準の道路構造、横断構成、安全付帯施設等について特に重点的にレビューしてほしいとの要望が聞かれており、加えて橋梁設計とその設計基準についてのレビューが期待されている。調査開始時より丁寧に意見交換やニーズのくみ取りを行い、先方の課題意識に十分

に応える提言を行うよう努めること。

(3) 他分野・案件専門家との連携

本業務の中で、本事業の設計・維持管理分野に加え主に OFWE に対して森林管理分野の技術支援を行う。対象区間における道路建設による環境影響低減を考慮した森林保全計画策定を支援する際には、道路事業全体との関係及び設計・維持管理分野での提言と齟齬のないよう配慮する。

JICA は現在、無償資金協力「幹線道路軸重計整備計画」（2015～2018 年）を実施中であり、同協力において、全国 14 箇所（箇所）の軸重計を設置予定で、ジンマ市は対象地の一つである。軸重計設置によって過積載車の取り締まりが促進され、本事業道路への維持管理費削減にも繋がる事が期待されている。

また、過去の技術協力で整備した橋梁管理システムや地すべり対策工ガイドライン（設計・施工マニュアル）、地すべりデータベース等が本事業の設計段階で一部活用されており、実施段階でも活用される予定。この他、アディスアベバ市で道路維持管理の技術協力及び高速道路公社にアドバイザー専門家派遣を実施中である。森林管理分野では、技術協力「ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画フェーズ 2」等を実施してきた。

本業務の実施にあたってはこれら過去の経験・教訓の活用を念頭におき、実施中案件とも必要に応じて情報交換を行い、作業効率を高めるとともにより効果的な提言を行うことが期待されている。

5. 業務の内容

「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握のうえ、以下の業務を行う。以下に示した以外に、効果的・効率的な業務方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

(1) 国内業務期間（7 月下旬）

- ① 過去案件や関連する資料、エチオピアの道路構造令等関連文書のレビューを行い、本業務を効率的・効果的に実施するための調査方針・手法を検討する。
- ② 業務実施方針・方法及び作業計画を検討し、インセプション・レポートをまとめ JICA アフリカ部及びエチオピア事務所に説明し、確認を得る。

(2) 現地業務期間（8 月上旬～1 月中旬）

- ① 現地業務の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、総括は事務所及び ERA に対して業務実施計画の説明を行う。そして、全体工程の確認・調整を行う。
- ② 対象区間であるジンマーチダ間及びソド-サウラ間の現地踏査を実施し、目視等

により現況を把握し、その後の活動の基礎資料とする。

- ③ 対象区間の道路及び橋梁の詳細設計、維持管理計画・地滑り対策とエチオピアの道路及び橋梁の設計基準、積算等のレビューを行う。追加的に必要な文書、データ、情報等があれば ERA 及び関係機関より入手する。不明な点等がある場合は事務所に相談する。
- ④ 森林管理計画分野は、OFWE を主な CP 機関とし、ERA と密接な連絡を取りながら、技術支援を行う。OFWE より既存の森林インベントリーを入手しその精度等を確認する。またインベントリー更新の必要性の有無、調査・承認プロセス、関係機関との調整のタイミングや所要時間を確認し、業務工程及び内容を再検証し、実施計画を策定し OFWE と協議・確認する。
- ⑤ インベントリー更新のためのベースライン調査の実施計画について JICA 事務所とも協議・報告を行い、実施計画についてもコンセンサスが形成された後、対象エリアにおいてベースライン調査を行う。
- ⑥ ベースライン調査の結果作成されたインベントリーを精査し、今後の計画策定に過不足ないか確認する。ベースライン結果を基に、森林管理計画の策定の具体的なプロセス、スケジュールを ERA、OFWE 及び関係機関と協議し、確定する。その際、関係機関との調整の要否、タイミングと C/P と専門家の役割分担と助言・インプットのタイミング等については十分な共通認識をもって作業に取りかけられるよう特に配慮しつつ検討する。
- ⑦ OFWE と協働して策定した対象エリアの森林管理計画案に対し助言や指導を行い、実現性が高く効果が見込める計画とし、最終化する。実効性を担保するための承認取得に向けたプロセス、スケジュールをロードマップとしてまとめ、OFWE と協議を行い、OFWE による承認取得を促進する。
- ⑧ 維持管理計画については、対象区間の維持管理計画のレビュー及び提言に加え、その実施をより確実にするため維持管理予算の確保や維持管理契約の管理についても分析し提言を行う。対象区間は、山岳地域であり地滑りの発生も懸念されることから維持管理計画においては、その予防や被害の低減に関する視点も含めて分析を行う。
- ⑨ 総括は JICA 事務所とも相談し、必要に応じて本事業に関連する打合せ、会議に出席してレビュー結果や改善案等をプロジェクト関係者に対して報告する。
- ⑩ ERA を中心として関係者 20 名程度を対象に半日程度のワークショップを開催し、レビュー結果や改善策・提言を周知させる。招待する関係者については JICA 事務所、ERA とも協議すること。対象者は実施機関の局長クラスから担当レベルを想定している。基準等に関する提言も含められる場合には関連省庁からの参加者も含めることを検討する。
- ⑪ 上記の活動結果を取りまとめ現地調査報告書を作成し、ERA に提出・説明を行

う。

⑫ JICA 事務所に現地調査結果報告を行う。

(3) 帰国後整理期間 (2月上旬~2月下旬)

① 調査結果を業務完了報告書に取りまとめる。

② JICA アフリカ部に対して帰国報告を行う。

6. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、③業務完了報告書とする。

① インセプション・レポート

英文 6 部 (アフリカ部 3 部、事務所 1 部、ERA 1 部、OFWE 1 部)

② 現地調査報告書

英文 6 部 (アフリカ部 3 部、事務所 1 部、ERA 1 部、OFWE 1 部)

③ 業務完了報告書

和文 4 部、英文 6 部 (和文 (アフリカ部 3 部、事務所 1 部)、英文 (アフリカ部 3 部、事務所 1 部、ERA 1 部、OFWE 1 部))

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出すること。

(2) 報告書作成にあたっての留意事項

① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

② 英文についてネイティブスピーカーの等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書の本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務行程

2017年7月中旬より業務を開始し、2018年2月下旬までに業務完了報告書を作成・提出することを想定している。なお、作業工程に係る、より合理的な提案がある場合その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、本業務での提言を受け道路工事等の事業が進められることから、ERAはできるだけ早期の提言提出を求めている。現地調査報告書は関連部分のみでも10月中旬頃に提出する等できるだけ十分な調整を行いつつ、早期の提出が期待されている。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

総計 約 12.75 M/M

（2）業務従事者の構成

業務に従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、これと異なる格付けを提案することも認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／道路設計（2号）
- ② 橋梁設計
- ③ 地滑り対策（3号）
- ④ 森林管理計画（3号）
- ⑤ 維持管理計画

3. 相手国の便宜供与

カウンターパートスタッフの配置、関連情報の提供。

4. 配布資料

以下の資料を配布する。

- ① ETHIOPIAN INTEGRATED TRANSPORT PROGRAM: PHASE I, JIMMA - CHIDA AND SODO - SAWLA ROAD UPGRADING PROJECTS; LOT I: JIMMA - CHIDA, UPDATED FEASIBILITY STUDY REPORT, October 2016 (PDF)
- ② JIMMA - CHIDA ROAD PROJECT, DRAWINGS (Revised), October 2016 (PDF)

5. 参考資料

JICAの関係プロジェクトの報告書はJICA図書館にて公開されている。
<https://libportal.jica.go.jp/library/public/index.html>

以下 JICA ウェブサイトにて環境社会配慮助言委員会の助言が公開されている。

- ① エチオピア国ジンマ-チダ間道路改良事業（総合運輸プログラム フェーズ1）
（有償資金協力）環境レビュー方針に対する助言
（https://www.jica.go.jp/environment/advice/ku57pq0000nqh6t-att/eth01_KAN_jogen.pdf）

また、以下の資料がアフリカ開発銀行のウェブサイトにて公開されている。

- ① ETHIOPIA INTEGRATED TRANSPORT PROGRAM PHASE I (JIMMA-CHIDA AND SODO-SAWLA ROAD UPGRADING PROJECT) APPRAISAL REPORT
（https://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Project-and-Operations/Ethiopia_-_Integrated_Transport_Program_Phase_I.PDF）
- ② ETHIOPIA INTEGRATED TRANSPORT PROGRAM PHASE I (Jima -Chida & Sodo-Sawla Road Upgrading Project) ENVIRONMENTAL AND SOCIAL IMPACT ASSESSMENT SUMMARY
（https://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Environmental-and-Social-Assessments/Ethiopia_integrated_transport_program_phase_I_Jima_%E2%80%93Chida_Sodo-Sawla_Road_Upgrading_Project_%E2%80%93ESIA_Summary.pdf）

6. 現地再委託

現地再委託を想定している項目はないが、現地再委託を行う必要がある場合は、プロポーザルにて明確な理由とともに提案すること。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月版）」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

プロポーザルには、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、本経費については別見積りとする。

7. その他留意事項

（1）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、

JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭において業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上